

総財公第120号
令和4年9月28日

各都道府県総務部長
(財政課、市町村担当課扱い)
各都道府県企業管理者
各指定都市財政局長
(財政課扱い)
各指定都市企業管理者
各企業団企業長
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治財政局公営企業課長
(公印省略)

地方独立行政法人会計基準の改訂に係る公営企業型地方独立行政法人
の取扱いについて(通知)

地方独立行政法人会計基準の改訂(令和4年総務省告示第285号による一部改訂)により、中期計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる引当金に見合う将来の収入については、引当金見返を計上すること等の見直しがされたところです。

地方独立行政法人の設立につきましては、「地方独立行政法人法等の施行について」(平成16年4月1日付け総行行第42号、総行公第23号、総財公第32号、総財務第63号、16文科高第25号総務省自治行政局長、総務省自治財政局長、文部科学省高等教育局長通知)によりお知らせしているところですが、公営企業型地方独立行政法人につきましては、当該通知に加え、下記事項にご留意頂きますようお願いいたします。

この通知に伴い、「地方独立行政法人会計基準の改訂に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて」(平成30年5月31日付け総財公第97号総務省自治財政局公営企業課長通知)は廃止します。

各都道府県におかれては、公営企業型地方独立行政法人の設立が円滑に行われるよう、貴都道府県内の市町村等に対しても周知し、適切な助言等を行われるようお願いいたします。

記

第1 設立団体が負担すべき経費等について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第85条第1項に定める設立団体が負担すべき経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」（総務副大臣通知）に準じ、設立団体が適切に負担すべきこと。

また、以下の資金について、それぞれの定義に従い適切に区分して公営企業型地方独立行政法人における会計処理が行われるよう留意して交付すべきであること。

- 1 運営費負担金 法第85条第1項に基づき、設立団体が負担するものうち、特定施設費を除くものをいう。
- 2 運営費交付金 法第42条第1項に基づき、設立団体が交付するものうち、補助金等以外のものをいう。
- 3 補助金等 国又は地方公共団体等から、補助金、負担金、交付金及び補給金等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの（運営費負担金、運営費交付金及び特定施設費を除き、法第42条第1項に基づき設立団体が交付するものであって、補助対象経費に応じて精算することを予定しているものを含む。）をいう。
- 4 特定施設費 特定施設（公営企業型地方独立行政法人が設立団体等から委託等を受け、当該設立団体等に替わって一般行政サービスの提供を行うため、当該設立団体等から取得費全額に対する財源措置を受けて取得する固定資産（法第85条第1項第1号の規定に基づき当該固定資産の取得に充てた長期借入金の元利償還金の全額を設立団体から交付するものを含む。）をいう。）の取得に充てるためあらかじめ交付するものをいう。

第2 財産的基礎について

不良債務を有する等健全な経営を確保する上で必要な資金等を十分に確保できていない状況にある地方公営企業が公営企業型地方独立行政法人に移行する場合において、移行時に全ての不良債務を解消できない場合は、当初の中期目標期間において当該不良債務を解消する実現可能な計画を提出する必要があること。

第3 中期目標について

中期目標は、公営企業型地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針となること、及び公営企業型地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準となることに鑑み、中期目標の期間中に設立団体の長として公営企業型地方独立行政法人に達成を期待する目標を具体的に定める必要があること。

第4 中期計画について

公営企業型地方独立行政法人は、その行う業務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、中期計画は、中期目標として指示された目標を達成するための具体的計画として明確に定める必要があるとともに、公営企業型地方独立行政法人は、自ら定めたその計画に従い、自主性、自律性をもって業務を実施する必要があること。

なお、中期計画については、以下の事項に留意されたいこと。

- 1 中期計画において定めることとされている収支計画（以下「収支計画」という。）において、料金、運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等の財源構成について損益が均衡するよう定めること。

その際、公営企業型地方独立行政法人については、運営費負担金等を除き、独立採算原則に基づいた経営を求められているところであり、設立団体と公営企業型地方独立行政法人の間で、その責任範囲を事前に明確にしておく観点から、運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等（以下「運営費負担金・補助金等」という。）について設立団体が負担又は交付する事由、項目及び金額と積算の基礎を明確に記載すること。

- 2 中期計画において運営費負担金・補助金等により固定資産を取得しようとする場合は、当該運営費負担金・補助金等の区分ごとに、取得原資拠出者の意図や取得財産の内容等を勘案し、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するもの（「資本助成のための運営費負担金・補助金等」という。）か、財産的基礎を構成しないもの（減価償却費に対する助成を含む。「経常費助成のための運営費負担金・補助金等」という。）かの別、及び取得しようとする固定資産の範囲、金額等について、定めること。

- 3 長期借入金及び移行前地方債償還債務について、その償還段階において、元利償還金の一部が運営費負担金として負担されることが予定される場合、当該負担額を設立団体の負担予定額として貸借対照表に注記することとなるが、その要件の一つとして、中期計画にその旨明記する必要があること。

- 4 特定施設として取得する固定資産の範囲等について、中期計画において定めること。

なお、特定施設費の交付を受けて特定施設を取得した場合又は長期借入金により特定施設を取得した場合であって法第85条第1項の規定に基づき当該長期借入金の元利償還金相当額の運営費負担金の交付を受けて当該長期借入金の返済を行った場合には、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（平成16年総務省告示第221号）第2章（以下「公営企業型地方独立行政法人会計基準」という。）に従った会計処理を

行うこととなるので、中期計画の作成上留意されたいこと。

- 5 移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人において、移行前に地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)附則第5条に従い退職給付引当金を分割計上し、かつ、その分割計上が終了していない場合であって、移行前に負債に計上していた退職給付引当金の額が計上すべき退職給付引当金の額を下回っている場合にその差額のすべてを一時に処理することが経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれのある場合には、その差額について移行前の未経過の分割計上期間を引き継いだ期間内の一定の年数で費用として処理することが認められるが、この場合、分割計上期間中の処理方法について、中期計画において明示しておくこと。
- 6 賞与又は退職一時金等に充てるべき財源措置が運営費負担金・補助金等により行われる場合は、中期計画にその旨明記するとともに、収支計画において将来の支出に対する財源措置を明示するなど、客観的に財源が措置されていることを明らかにしておくこと。

第5 その他

- 1 公営企業型地方独立行政法人の設立においては、上記のほか、「地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準」(平成16年総務省・文部科学省告示第1号)、公営企業型地方独立行政法人会計基準等を十分に参考にすること。
- 2 移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人について、法第66条の2第3項に基づき設立団体が行う承継時の資産評価については、「移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人における地方独立行政法人法第66条の2第3項に基づき設立団体が行う承継時の資産評価基準について」(令和4年9月28日付け総財公第121号総務省自治財政局公営企業課長通知)を参考にすること。
- 3 公営企業型地方独立行政法人を設立する予定のある地方公共団体においては、あらかじめ、総務省自治財政局公営企業課等と十分に相談されたいこと。